質　疑　回　答　書

1　番号　　新潟市公告第４９９号

2　品名　　令和9年度分給与支払報告書受付及び処理業務

上記につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

	質　疑　事　項	回　　答
1	該当箇所：別紙1給報受付業務について15ページ目「■以下は全て赤ペンで補記する」項番9について “生年月日や元号の記載がないものは、システムで生年月日を調べ補記”と記載があります。想定する件数や、具体的な作業方法をご教示ください。	件数は、4，500件程を想定しています。 作業方法は、税システムにてカナ氏名や住所を入力し検索→該当者が特定できた場合に赤ペンで補記していただく作業となります。
2	該当箇所：「3業務内容　4作業場所移動時の荷物運搬業務」および「5作業場所」について 作業場所を週1～2回程度変更する予定であること、また、作業場所移動時にコンテナ、事務用品等の運搬を行う旨が記載されています。 作業場所移動に伴う運搬業務について、以下をご教示ください。 ・運搬が必要となる物品の具体的な種類及びコンテナ数量 ・移動が発生する曜日、時間帯及び頻度 ・運搬に使用可能なエレベーター及び台車の有無 ・運搬業務は給報処理業務や窓口受付業務の従事者が兼務可能か、別途専属の運搬要員の配置が必要か	・運搬が必要な物は、市へ提出された給与支払報告書（コンテナ30箱程度）・パソコン（2台）・事務用品（コンテナ3箱程度）・コート掛け（2台）の他に、受託者で持ち込まれる物品等を想定しております。 ・現時点で作業場所の移動について予定している日程は以下のとおりです。 ①　1月20日（水）午前中に4階から3階へ移動 ②　1月22日（金）午前中に3階から4階へ移動 ③　1月27日（水）午後中に4階から3階へ移動 ④　1月28日（木）午前中に3階から4階へ移動 ・運搬時に使用可能なエレベーターは1台で台車は2台ございます。 ・運搬業務は、専属の運搬要員を配置していただく必要はなく、給報処理業務等の従事者の方に兼務していただくことを想定しています。
3	該当箇所：「5　作業場所」について 作業場所へは現場責任者および従事者が自動車で通勤することは可能でしょうか。また、自動車通勤の場合、現場責任者および従事者用の駐車場や駐車券等の用意はありますでしょうか。	自動車通勤は可能ですが、駐車場および駐車券の用意がありませんのでご自身で確保していただく必要があります。

	質 疑 事 項	回　　答
4	仕様書5ア 作業場所は複数回変更（週１～２回予定）となるとありますが、変更予定場所および時期について可能な限り詳細をご教示いただけますでしょうか。	会議室の都合により4階402会議室から3階の会議室へ移動が必要となる日があります。 現時点で作業場所の移動について予定している日程は以下のとおりです。 ⑤　1月20日（水）午前中に4階から3階へ移動 ⑥　1月22日（金）午前中に3階から4階へ移動 ⑦　1月27日（水）午後中に4階から3階へ移動 ⑧　1月28日（木）午前中に3階から4階へ移動
5	仕様書全体 各業務について指標はありますでしょうか。また、指標を達成できない場合のペナルティはありますでしょうか。	給与支払報告書を受け付けてから、原則３営業日後までに初期点検まで行ったものを納品していただくことになりますが、達成できなかった場合のペナルティについては考えておりません。 事務処理の進捗状況を日々把握していただき、遅れが見込まれる場合は早急に対応策を検討し市へ報告していただきますようお願いいたします。